

令和2年4月6日

市民のみなさまへ

名張市教育委員会

### 学校における勤務時間外の電話対応について（お願い）

市民のみなさまには、日頃から名張市の教育活動にご理解とご協力をいただき、心からお礼を申し上げます。また、学校における働き方改革による勤務時間外の電話対応にご理解とご協力をいただきありがとうございます。

さて、令和2年度から、改正給特法に基づいた国の方針により、学校の教育職員は、正規の勤務時間外の勤務（いわゆる超過勤務）の上限時間を1月45時間、1年360時間を超えないこととなりました。

つきましては、この方針を受け、勤務時間外の電話対応時間を段階的に短くせざるを得ず、下記の通りとさせていただきますので、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

### 記

#### 1. 小中学校における平日の電話対応時間

各学校の勤務時間（勤務時間は、学校ごとに設定されています。）内にお願いたるところですが、全ての学校において、

**原則 午前8時から午後6時00分** で対応させていただきます。

※各学校の勤務時間外の電話対応は、上記の時間帯でも対応できない場合があります。

※長期休業中（夏季休業中、冬季休業中等）の平日は、勤務時間内の対応とさせていただきます。

※土曜授業日は、各学校の勤務時間までの対応とさせていただきます。

※行事等により電話対応時間を変更することがあります。

#### 2. 勤務時間外の緊急対応

週休日及び休日、平日の勤務時間外における緊急かつやむを得ない場合は、名張市役所の宿直室(63-2110、63-2115)までご連絡ください。

#### 3. 実施開始日

令和2年4月6日（月）から実施します。なお、上記の趣旨から、段階的に電話対応時間を変更する場合は、改めてご案内いたします。